

社会福祉法人 上秋津福祉会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人上秋津福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、賃金や賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益でありその名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員としての職務執行の対価として役員に報酬を支給することができる。

- 2 法人の職員を兼務し、職員としての報酬を受けている理事に対しては理事としての報酬を支給しない。
- 3 評議員は、定款第8条のとおり無報酬とする。
- 4 役員及び評議員が出張した場合には、出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- 5 役員及び評議員がその職務の執行に当たって必要とする費用は法人が負担する。また、前払いを要するものには、前もって支給することができるものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の役員報酬総額は、年間2000万円以内とする。

- 2 常勤理事の報酬月額及び賞与は、別表第1「常勤理事の報酬」に定めるうちから該当する金額を支給する。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事への報酬等は、法人職員に準じた方法で支払う。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第一項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

役員等報酬及び費用弁償規程（平成20年4月1日施行）は廃止する。

この規程は令和 2年 3月28日から施行する。

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬

役職名	報酬月額	賞与
常勤理事（理事長）	600,000～900,000 円	無
常勤理事（その他）	400,000～600,000 円	無

別表第2 非常勤役員の報酬

業務内容	金額
監事監査	10,000 円／回
法人業務の遂行	10,000 円／日